

北下浦コミュニティセンター分館指定管理者選考委員会の傍聴に
関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、北下浦コミュニティセンター分館指定管理者選考委員会
(以下「選考委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 選考委員会の傍聴者の定員は、原則として15人以内とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 傍聴者は、傍聴章(別記様式)の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 選考委員会委員又は指定管理者申請団体の説明者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和6年8月5日から施行する。

(別記様式) (第 3 条関係)

No. 1	北下浦コミュニティセンター分館 指定管理者選考委員会
傍 聴 章	
(お帰りの際、事務局へお返しください)	

北下浦コミュニティセンター分館指定管理者選考委員会の傍聴にあたって

本日の選考委員会の傍聴にあたっての注意事項を記載しております。必ずお読みくださいますようお願いいたします。

- 1 会場内では、受付にてお渡しした傍聴章を常時見えるところに着用してください。
- 2 お渡しした傍聴章は、お帰りの際に受付にご返却ください。
- 3 注意事項は次のとおりです。
 - (1) 選考委員会委員又は指定管理者申請団体の説明者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
 - (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (8) むやみに席を離れないこと。
 - (9) その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

これらが守られないときは、退場していただくことがあります。